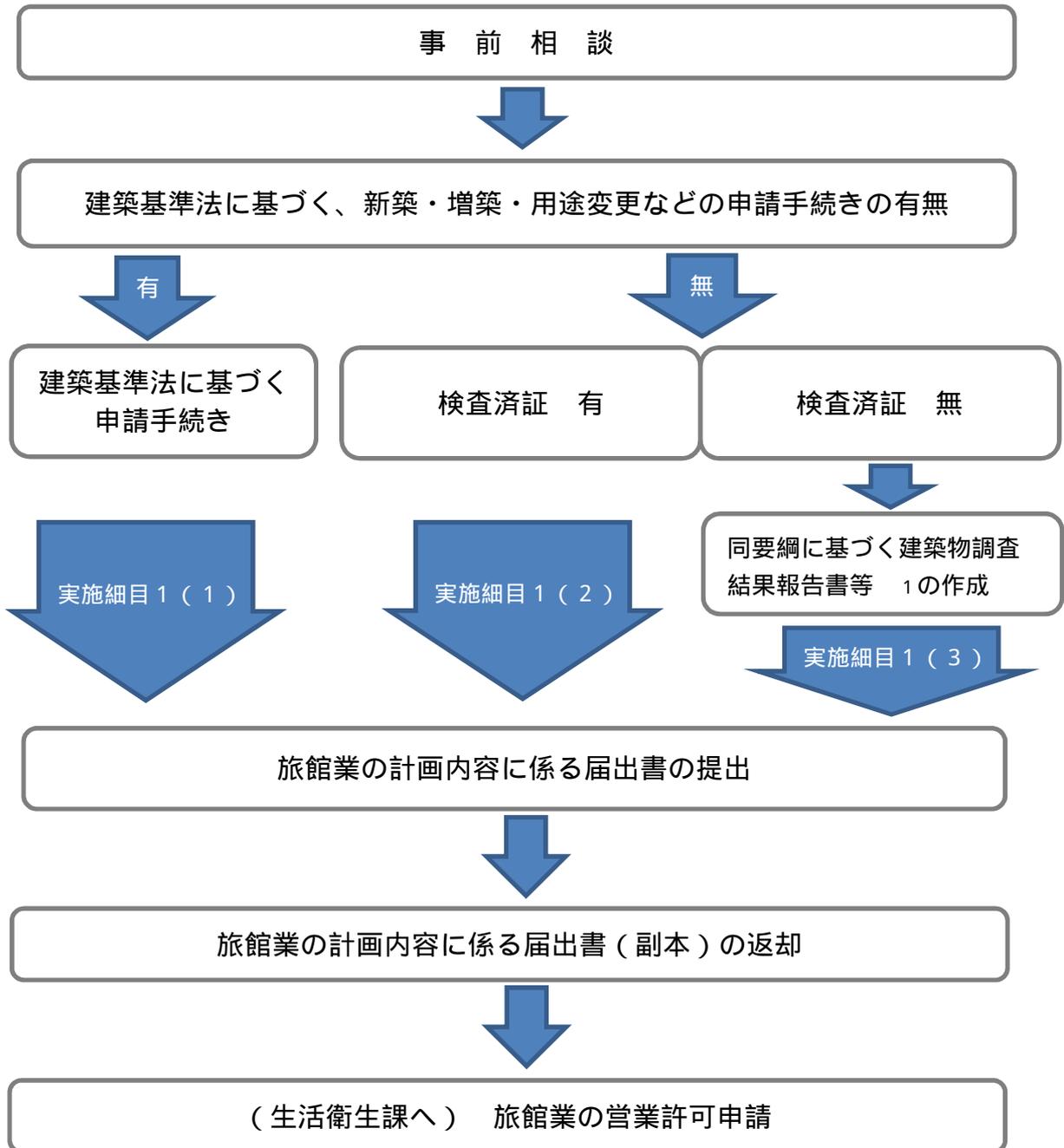


# 旅館業の許可に係る建物の安全に関する指導要綱 手続きの流れ



## 添付図書などについて

建築基準法に基づく申請手続きが必要な場合

確認済み証の写しをつけてください。

計画内容がわかる図書は、地区計画など都市計画課で他の手続きがあれば、案内図のみでもかまいません。

建築基準法に基づく申請手続きは確認検査機関等にご相談ください

建築基準法に基づく申請手続きが不要な場合

既存の建物の状況に応じ、建築物調査結果報告書 1の作成が必要です。

建築基準法の違反部分がある建築物は違反部分の是正方法を示した図面を添付してください。